

件名：ラオス出入国手続許可を得るために必要な書類及び手順にかかるラオス外務省勧告

別途お知らせしました7月31日付「COVID-19防止対策実施期間中のラオス出入国手続にかかる勧告」第2336号に関し、同日、ラオス外務省COVID19対策特別委員会は、COVID-19防止対策実施期間中のラオス出入国許可を得るために必要な書類及び手順にかかる勧告を発出しました。

勧告（英文）については、こちらをご覧ください。

https://www.la.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00224.html

【問い合わせ先】

在ラオス日本大使館領事班

開館時電話：021-414-400～403

閉館時緊急電話：020-5551-4891

メール：consular@vt.mofa.go.jp

※大使館からのお知らせメールの配信を停止したい方は、以下のURLからお手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/menu?emb=lao>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLからお手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>